

静岡県吉田町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 静岡県吉田町

事 業 名 : 公共下水道事業

策 定 日 : 令和 8 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 8 年度 ～ 令和 17 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施 設

供 用 開 始 年 度 (供 用 開 始 後 年 数)	平成7年3月 (供用開始31年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法適(全部適用) 令和2年4月1日より
処 理 区 域 内 人 口 密 度	36.3人/ha	流 域 下 水 道 等 へ の 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	1処理区 (吉田処理区)		
処 理 場 数	1箇所 (吉田浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	広域化・共同化:窓口業務(事務)について、静岡県主導の検討会に参画し、他市町との連携の検討を進める。 最適化:令和2年度に汚水処理施設整備構想を汚水処理ビジョンとして策定した。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使 用 料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	本町の一般汚水の使用料体系は、令和6年度に改定を行い、基本使用料と従量使用料の二部使用料制を採用。 基本水量制は廃止しており、従量使用料は基本水量制廃止時に暫定的に累進制を採用している(激変緩和)。 【基本使用料】1,100円、【超過使用料】10m3まで…1m3につき31円、10m3を超えるもの…1m3につき113円(税抜額)						
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	本町の業務用使用料は、公衆浴場汚水を対象としている。基本水量制は廃止しており、従量使用料は基本水量制廃止時に暫定的に累進制を採用している(激変緩和)。 【基本使用料】1,100円、【超過使用料】10m3まで…1m3につき31円、10m3を超えるもの…1m3につき56円(税抜額)						
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	無し						
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	令和4年度	2,002	円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	令和4年度	1,968	円
	令和5年度	2,002	円		令和5年度	1,972	円
	令和6年度	2,794	円		令和6年度	2,416	円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組 織

職 員 数	5名(令和7年度)
事 業 運 営 組 織	本町の上下水道課は、H28年度より水道課と下水道課が統合され事業運営されている。 職員は、水道担当職員5名、下水道担当職員5名で構成されている。 下水道担当職員の内訳は、R7年度は、資本勘定支弁職員3名、損益勘定支弁職員2名となる。

(2) 民 間 活 力 の 活 用 等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	浄化センター、マンホールポンプの維持管理業務を民間委託している。
	イ 指定管理者制度	活用無し
	ウ PPP・PFI	活用無し
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	活用無し
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	活用無し

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経 営 比 較 分 析 表 を 活 用 し た 現 状 分 析

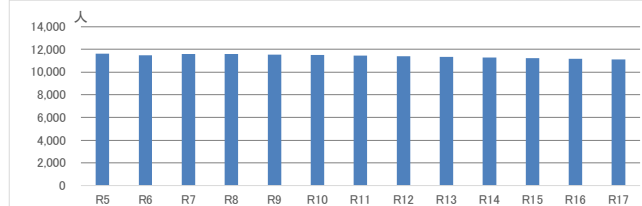
※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

令和6年度決算「経営比較分析表」を添付。

2. 将来の事業環境

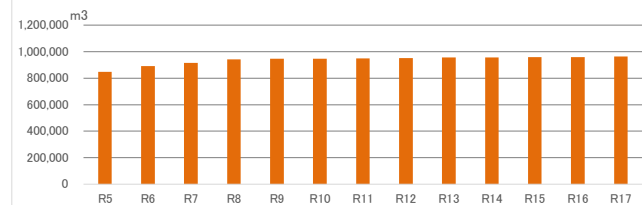
(1) 処理区域内人口の予測

近年の行政人口は減少傾向であり、将来もこの傾向は続くと想定される。将来行政人口は、国立社会保障・人口問題研究所での推計値を採用した。
将来処理区域内人口は、令和7年度までの面整備事業の実施により増加するが、その後は人口減少に伴い令和17年度に11,104人まで減少すると想定した。



(2) 有収水量の予測

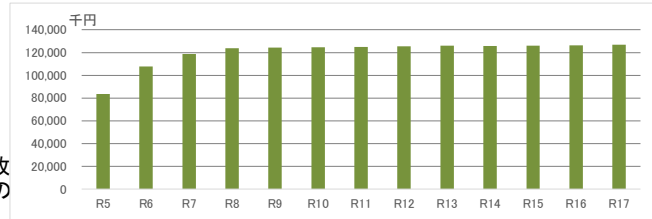
有収水量は水洗化人口を推計し、1人1日給水量を乗じて算出した。面整備及び接続促進に伴い増加する水洗化人口に合わせて増加するものとしている。
面整備及び水洗化促進を進めることにより、令和17年度まで微増すると想定した。なお、水洗化率は令和6年度78.4%から令和17年度までに85.0%まで増加すると想定した。



(3) 使用料収入の見通し

使用料収入の推計は、有収水量推計結果に使用料単価を乗じて算出した。令和6年度に改定した使用料を維持し、このまま使用料改定を実施しない(右のグラフ参照)場合、経費回収率(使用料収入/維持管理費)が100%を大きく下回り、基準外の他会計繰入金が発生する。

そのため、投資・財政計画(収支計画)については、経費回収率の向上と基準外の他会計繰入金の削減を目的として、令和9年度に使用料改定を計画した。また令和12年度の使用料改定については、今後の下水道事業経営状況、社会情勢・物価状況の動向を注視し、令和10年度までに料金等審議会を開催し、使用料改定の必要性を再検討することとした。



(4) 施設の見通し

本町では現在、以下の事業を実施しており、今後も継続していく予定である。

ストックマネジメント計画に基づく改築事業

策定済みのストックマネジメント計画を基に、管路・マンホールポンプ・処理場の点検・調査、改築・修繕事業を今後も継続する。

(5) 組織の見通し

本町では、現在5名の職員で下水道事業を運営しているが、今後の改築更新に向けて、業務執行体制の強化が求められる。しかし、本町全体の状況を踏まえると、職員の増員は難しいことから、今後の下水道事業運営に向けて、現状の業務執行体制を維持しながら、専門性の高い人材を企業職員として専属的に育成しつつ、組織を効率化させていく必要がある。

【組織の効率化の具体的取組(例)】

- ・職員の人材不足・高齢化、更新需要の増大や収益の減少などの課題に対して、窓口業務(事務)について、静岡県主導の検討会に参画し、他市町との広域化・共同化の検討を進める。
- ・広域化・共同化や官民連携を進めることで、日常事務量の低減や事務作業の削減が図られ、職員の負担軽減、さらには組織の効率化につながるものと考えられる。

3. 経営の基本方針

本町の下水道事業は、『第6次吉田町総合計画』において下水道が目指す状態である

『公共用水域の保全に寄与する汚水処理施設が整備されたまち』を基本理念とする。

また、同総合計画で掲げた施策の『公共下水道の整備』および『健全な下水道事業の経営』を基本方針とし、安定的な下水道経営を行い、町民に対して下水道サービスを持続的に供給するため、重要施策を以下の2点設定した。

- ・経営基盤の強化…経費回収率の向上
- ・組織の効率化…事務の効率化と広域化・共同化計画及び官民連携の活用

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	・改築事業費を平準化し、効率的及び確実な下水道事業の実施を図る。
-----	----------------------------------

建設改良費(改築事業)については、以下を計上した。
改築事業
ストックマネジメント計画における短期改築計画に加え、最適な改築シナリオに基づき、平準化された管渠、処理場の費用を計上した。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	・経営の効率化を進め、ストックマネジメント計画に基づく改築事業費の平準化を図ることで健全な下水道事業経営を目指す。 ・自主財源(下水道使用料等)及び基準内繰入のみで事業費が賄えるよう適正な使用料を検討し、令和9年度に使用料改定を計画した。さらに令和12年度の使用料改定については、今後の下水道事業経営状況、社会情勢・物価状況の動向を注視し、使用料改定の必要性を令和10年度に再検討することで、基準外繰入の段階的な削減を図る。
-----	---

①国補助金
過去の補助対象率に基づき算出した補助対象事業費に国費率50%を乗じて算出した。
②企業債
企業債は、建設改良費の他財源(国補助金等)を差し引いた額を計上した。
③使用料収入
現状の料金水準では、今後も経費回収率が100%を下回るため、令和9年度に使用料改定を計画した。
④他会計繰入金
使用料改定に伴う基準外繰入金を削減するように設定した。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

①職員給与費
現況の職員数を維持していく方針とし、実績を基に毎年3.5%の上昇を見込む。
②動力費・修繕費・薬品費・委託費
増加する動力費・材料費・修繕費・委託費などを過年度実績から想定し計上した。項目に応じて、毎年3.5%の物価上昇を見込む。
③減価償却費
改築事業を継続的に実施するものとして、耐用年数・残存価格に応じた減価償却費用を算定した。
④支払利息
過年度分に対する支払利息と将来の企業債に対する増加分を合算して算定した。
⑤その他経費
変動する要因がないため、現況と同程度で推移するものとし、項目に応じて、毎年3.5%の物価上昇を見込む。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	浄化センターの未稼働分を有効活用し、さらなる運転管理の効率化を図るため、浄化槽汚泥及びし尿の処理を行っている吉田町牧之原市広域施設組合並びに関係市町と、下水処理場への投入について引き続き協議を行っていく。
投資の平準化に関する事項	改築事業費は、ストックマネジメント計画に基づき、将来の投資費用を最適化・平準化している。今後もストックマネジメント計画に基づき、事業を実施予定である。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	将来的なW-PPP導入に向けて国の動向や先行自治体の事例を調査・研究し、事業の効率化に向けた検討を行う。
その他の取組	吉田浄化センターにおける維持管理費の更なる低減を目指し、場内余剰敷地に太陽光発電設備を設置し、浄化センターへの電力供給事業の導入検討を進める。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	令和9年度に使用料改定を計画し、さらに令和12年度の使用料改定については、今後の下水道事業経営状況、社会情勢・物価状況の動向を注視し、使用料改定の必要性を令和10年度に再検討することで、基準外繰入の段階的な削減を図る。
資産活用による収入増加の取組について	現時点では無し
その他の取組	下水道整備済み区域に対する広報・PR活動を強化するとともに、吉田町HP等での下水道への接続呼びかけなどの対策を講じる。下水道未接続世帯・事業者に対して個別通知を行う。令和17年度までに水洗化率85%を目指す(0.6%/年の増加を目指す)。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	吉田浄化センター、マンホールポンプなどの維持管理業務について、将来的なW-PPP導入に向けて国の動向や先行自治体の事例を調査・研究し、事業の効率化に向けた検討を行う。
職員給与費に関する事項	下水道事業に係る日常事務(排水設備事務、使用料徴収事務等)および人材育成研修を周辺自治体と連携して実施することを検討する。
動力費に関する事項	電力調達に関して常に市場を注視し、最も安価な電力会社と契約することで、電力費用の削減を図る。 処理場余剰敷地内に太陽光パネルを設置し、処理場への電力供給を図る。
薬品費に関する事項	今後、ストックマネジメント計画に基づき、事業を実施していく中で、不明水を減少させることで薬品費についても抑制に努めていく。
修繕費に関する事項	今後、ストックマネジメント計画に基づき、効率的な下水道施設の改築・修繕を実施していくことにより、修繕費の抑制に努めていく。
委託費に関する事項	今後の経営状況を見据えながら、必要に応じて発注手法及び委託期間の検討を行うとともに、業務内製化を含めて委託費の抑制に努めていく。
その他の取組	現時点では無し

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	(1)モニタリング 投資計画の進捗確認(行政人口(下水道)普及率、水洗化率等)と財政状況(経費回収率、汚水処理原価、使用料収入等)の確認を毎年度実施する。モニタリングにおいて計画との大きな乖離が認められた場合には、次に示す計画見直し(ローリング)を待たずに、計画の全体的な見直しや再検討を実施する。 (2)ローリング 計画期間中の令和12年度までに、経営戦略の見直し(ローリング)を行うものとする。見直しにあたっては、令和10年度に実施する料金等審議会の内容・意見を基にした第3段階(令和12年度)の使用料改定の計画を反映するとともに、下水道事業の進捗状況や社会状況(景気・物価などの変動傾向)、財務状況などを踏まえて、経営戦略の内容を十分に検証する。
---------------------	--

経営比較分析表（令和6年度決算）

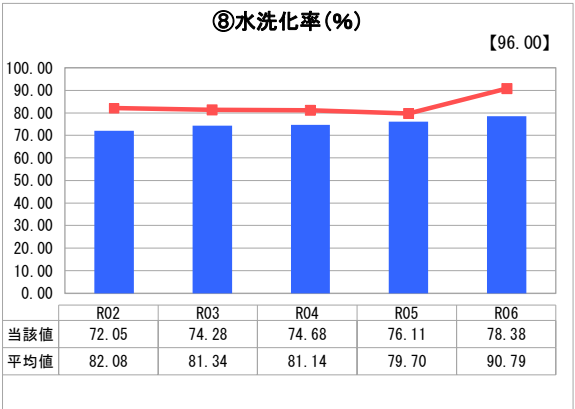
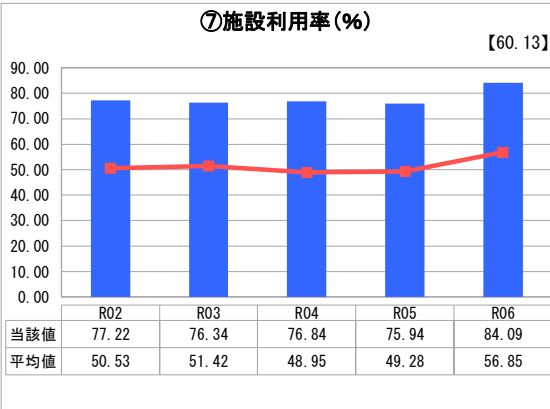
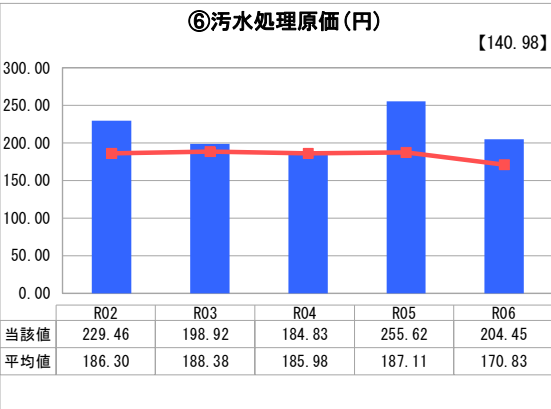
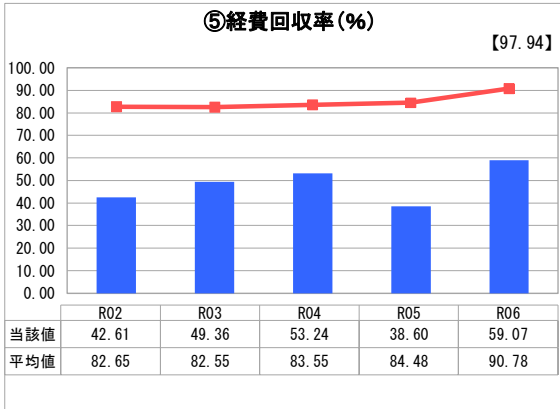
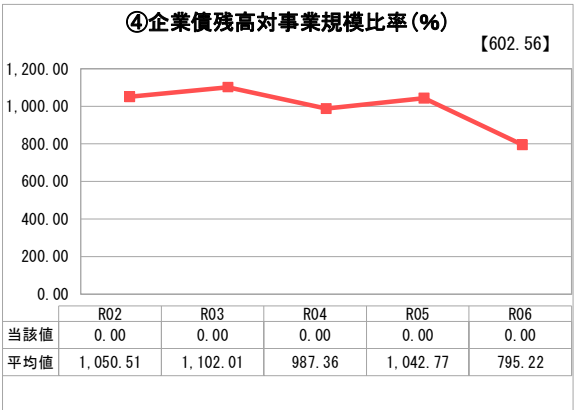
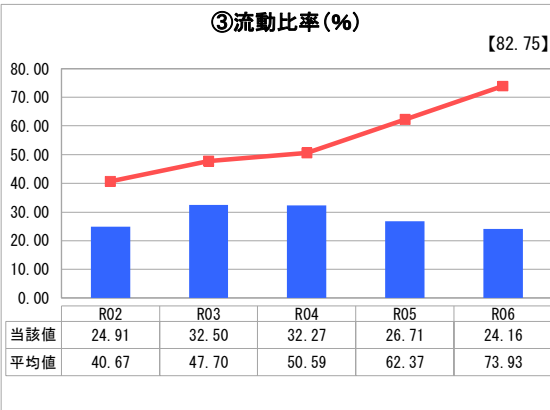
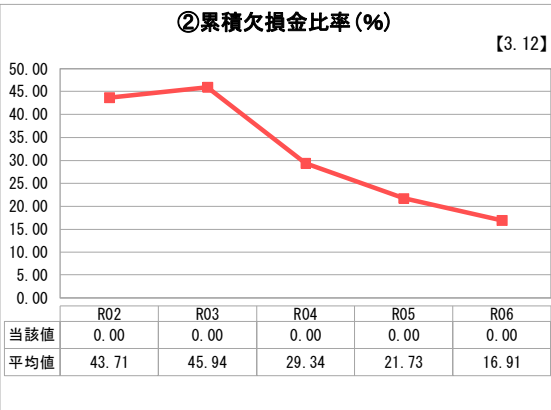
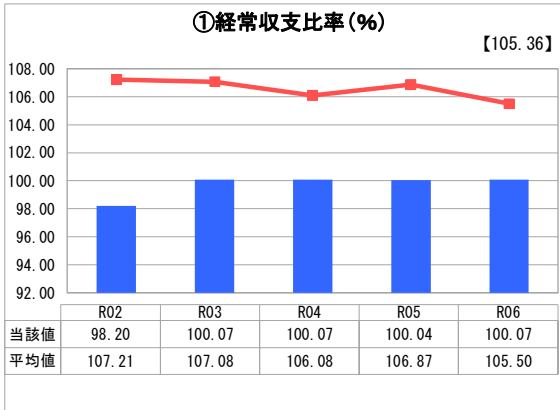
静岡県 吉田町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	公共下水道	Cc1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	63.28	39.84	90.57	2,794

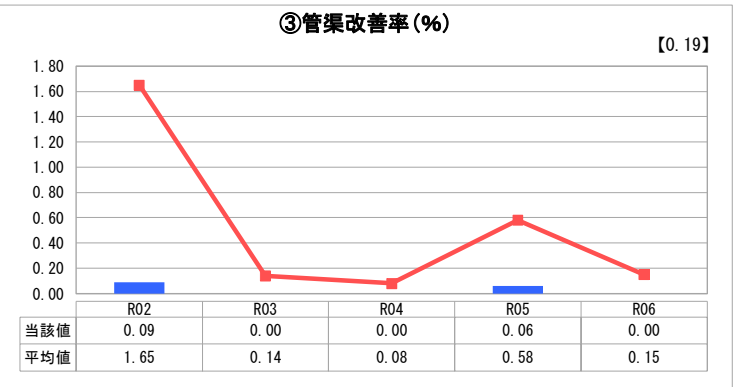
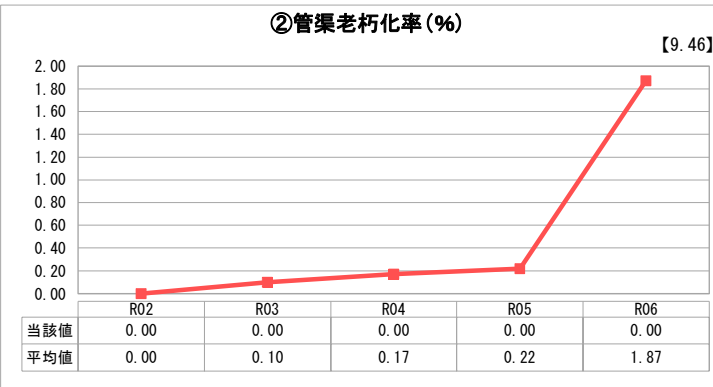
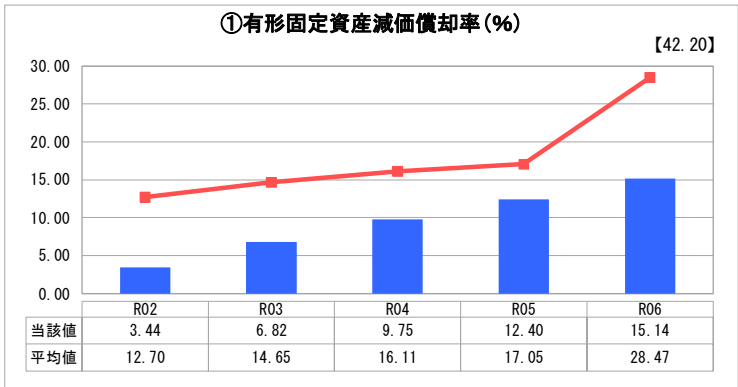
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
28,964	20.73	1,397.20
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
11,491	3.17	3,624.92

グラフ凡例
■ 当該団体値（当該値）
— 類似団体平均値（平均値）
【】 令和6年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

- ① 経常収支比率は僅かながら100%以上となったが、依然として一般会計からの繰入金に依存している状況である。
- ② 累積欠損金は生じていないが、一般会計からの繰入金に依存している状態であるので、依存状態を軽減するため、令和6年度に下水道使用料の改定を行った。
- ③ 企業債償還額が減少したが、流動資産も減少したことから、数値が下降した。企業債償還金は毎年度一般会計からの繰入金で賄っている状況である。
- ④ 企業債の償還金については、全額一般会計からの繰入金によるものとしているため、0%となっている。
- ⑤ 汚水処理費の減少及び料金改定により経費回収率は改善した。しかし類似団体と比較しても下回っていることから、今後も歳出削減を図っていく。
- ⑥ 前年度に比べ汚水処理費が減少し、有収水量も増加したため、数値が改善した。しかし類似団体平均値より高い数値のため、汚水処理費の抑制を図る必要がある。
- ⑦ 施設利用率は類似団体平均よりも高い状況を維持している。引き続き効率的な施設利用に努める。
- ⑧ 昨年度よりも水洗化率は増加しているが、依然として類似団体平均よりも低い状況にあり、使用料収入の増加のためにも接続率の向上に努める必要がある。

2. 老朽化の状況について

- ① 当町の公共下水道事業は公営企業会計移行から日が浅く、減価償却開始から間もないことから、数値は類似団体及び全国平均値よりも低い数値となっている。
- ② 当町の下水道事業管渠整備は平成2年から行っており、耐用年数を経過する管渠はまだ無いが、予防保全型のストックマネジメントを進め適切な維持管理に努めている。
- ③ 法定耐用年数を過ぎる管渠は無く、類似団体平均と比較しても低い数値となっている。ストックマネジメントを進め、施設の点検・調査・修繕・改善を実施し、施設管理の軽減・平準化を図っていく。

全体総括

当町の下水道事業は汚水処理ビジョンを策定し、全体計画面積を大幅に縮小した。また汚水処理ビジョンを受けて策定した経営戦略では、面整備は令和8年度には概成予定としていたが、令和7年度には概成し、その後は改築更新事業にシフトすることとしている。

令和2年度から公営企業会計を適用し、経営状況がより明らかになったが、一般会計からの繰入金に大きく依存している状況であり、総務省基準による基準内の繰入金にも依存している。

本来、下水道使用料で賄うべき費用も賄えていない状況であることから、令和6年度に下水道使用料の改定を行った。また、接続率の向上や経費削減など経営努力を継続し、経費回収率の向上を図ることによって健全な下水道事業経営を目指す。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のための類似団体平均値及び全国平均を算出しています。